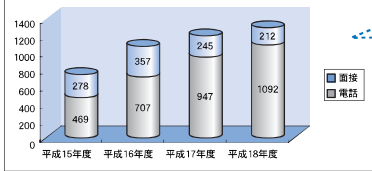


# 相談室から

平成18年度の相談状況について、相談開始から4年間の比較を含めて一部をご紹介します。

## ■一般相談件数



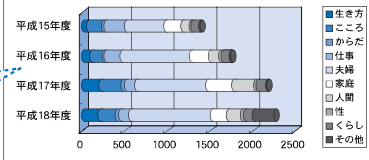
## 相談件数は引き続き増加中！

平成18年度の相談件数は、平成17年度に比べて9.4%の伸びとなりました。  
平成15年度男女共同参画センター開設と同時に相談もスタートしましたが、年々相談件数は増加しています。  
相談のしやすさからか、平成18年度も電話相談の利用が多くなっています。

## 最も多いのは夫婦問題の相談！

平成18年度も「夫婦問題」に関する相談が最も多く、平成17年度より更に増加し、その割合は約4割となっています。  
なお、その他の相談に関する割合等を除いて、2番目に多いのは、「こころ」に関する相談で約1割を占めています。

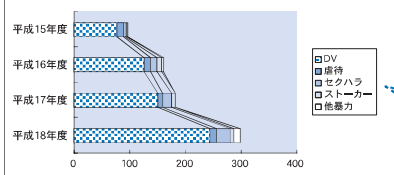
## ■相談内容別相談件数



## 暴力行為相談が増加！

平成18年度の暴力に関する相談は、平成17年度に比べて63%増加しました。その約8割がDVに関する相談となっています。平成18年度からは、県内で2番目の「配偶者暴力相談支援センター」の指定を受け、DV相談に取り組んでいます。  
また、相談室開設以来、セクハラ相談も増加しています。声をあげにくい問題ですので、相談窓口として相談室が利用できるようになってきたことは、大きな意味があると思います。

## ■暴力行為相談件数

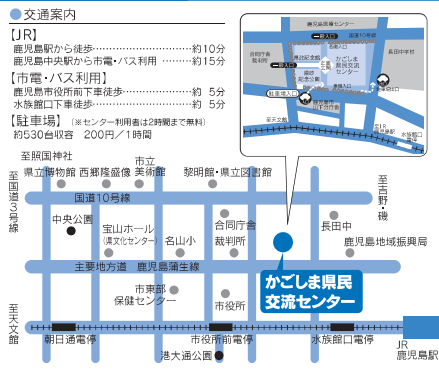


相談専用電話 ☎ 099-221-6630-6631

## お知らせ

- ミーティング:** 1階男女共同参画サロンにミーティングルームを設置しています。男女共同参画社会づくりに向けて自主的に取り組んでいるグループ等を対象に、打合せやグループ間の交流に使用できます。  
(要事前予約 2階事務室まで) 無料
- 図書貸出:** サロンにある男女共同参画に関する図書の貸出を行っています。  
・貸出冊数: 一人につき5冊まで ・貸出期間: 14日以内
- 休館日:** 毎週月曜日(祝日の場合は翌日) 12月29日～1月3日
- 開館時間:** 9:00～17:00
- 施設利用:** 施設の利用は有料で、使用許可申請が必要。生命と環境の学習館、県政記念館の観覧は無料

## Access Map



## 編集後記

今回は特集のため雇用均等室を訪ねましたが、室長の杉田さんの想いをあつく語られる姿がとても印象的でした。新設コーナーとして、男女共同参画センターサポーターのコーナーを設けました。サポーター自身で、テーマ決定から取材、編集、校正まで取り組みました。また、より近くに男女共同参画を感じていただくために民間企業の取組コーナーも設けました。  
新設コーナーなど「センターだより」への皆様のご意見ご感想をお待ちしております。

【編集・発行】  
**鹿児島県男女共同参画センター**  
(かごしま県民交流センター内)

〒892-0816 鹿児島市山下町14-50

TEL 099-221-6603  
FAX 099-221-6640  
E-mail harmony@kagoshima-pac.jp  
URL http://www.kagoshima-pac.jp

## 鹿児島県

# 男女共同参画センターだより

## 特集 改正男女雇用機会均等法 五つのポイント

県内企業の取組紹介 ●KTS鹿児島テレビ

## トピックス

- 配偶者暴力相談支援センター 増設
- マザーズサロンのかごしま オープン

## グループ紹介

- まくらざきハーモニーネットワーク委員会

## センター事業から

- びあ・すでーしょん●ネットワーク会議

## サポーターズコーナー

- ただ今V.V.は、育児休暇中

## いんぷおめーしょん

- 女性に対する暴力の問題に関する講演会

## 相談室から

- 相談室利用状況～4年間の比較から～

## 県内企業の取組紹介

女性・男性がともに、仕事と家庭のバランスがとれた柔軟な生き方ができる社会の実現には、企業の積極的な取り組みが不可欠です。充実した休暇制度を備え、育児支援を行う企業「KTS鹿児島テレビ」を紹介します。

## KTS鹿児島テレビ

鹿児島テレビ放送株式会社(KTS鹿児島テレビ)は、昭和44年に民間テレビ放送局として開局しました。女性がつくる女性のための情報番組「ナマ・イクVOICE」に代表されるように、女性を大切にしている企業です。職場も、常日頃から性別に関係なく仕事をすすめており、女性の記者やディレクターも活躍しています。現在、従業員115名のうち女性29名と2割強ほどですが、育児休暇、子ども看護休暇、在宅保育サービス援助事業など様々な制度があり、仕事と家庭が両立できる職場です。

## 充実した休業制度

平成17年から、育児休業は一年から一年半に延長されました(条件付き)。育児休業後はもとの職務に復帰することも保証されており、安心して復職できる環境です。また、未就学児対象の子ども看護休暇を一年間に五日間とすることもできます。幼児は急に発熱することもよくあるので従業員にとってたいへんありがたい休業です。

## 在宅保育サービス援助事業

在宅保育サービス援助事業は、従業員が在宅保育サービスを利用した場合に、「社団法人全国ベビーシッター協会」発行の在宅保育サービス割引券を利用することができる制度です。乳幼児および小学校下学年(小学校3年生まで)の保育が対象となり、割引券一枚につき1,500円の割引を受けることができます。これは、

財団法人21世紀職業財団による「仕事と育児・介護の両立支援」の育児・介護雇用安定等助成金のベビーシッター費用等補助コースを利用しています。

この他にも、各部署の委員から構成されるセクシュアルハラスメント調査会の設置、介護休業制度、一年に1回とれるリフレッシュ休暇制度、宿泊補助制度など、職場の声や社会環境に合わせて制度を充実させています。

## 【お話をくださった方】

総務局総務部長 藤本 武文 さん  
総務局総務部副部長 石塚 裕子 さん



<KTS鹿児島テレビ 報道部の様子>

## 特集

# 改正男女雇用機会均等法 五つのポイント

平成19年4月1日より改正男女雇用機会均等法が施行されました。鹿児島市西千石町にある厚生労働省鹿児島労働局雇用均等室を訪れ、鹿児島に着任されて2ヶ月の雇用均等室長杉田由美子さんに改正の五つのポイントをうかがいました。

## ポイント1 性別による差別禁止の範囲の拡大

### ○ 男性に対する差別も禁止

女性に対する差別の禁止が男女双方に対する差別の禁止に拡大されました。たとえば募集又は採用の対象を男女いずれかのみとすることは禁止となります。

### ○ 禁止される差別の追加、明確化

改正前均等法では、募集・採用、配置・昇進・教育訓練、福利厚生、定年・解雇に係る差別を禁止してきましたが、改正法では降格、職種変更、雇用形態の変更、退職勧奨、労働契約の更新についても性別を理由とした差別が禁止となりました。また、配置において業務の配分や権限の付与が含まれることを明確化しました。

- たとえば ・係長ポストを削減するときに、女性が就いているポストを優先して廃止し、降格させる。(降格の性差別)
- ・リストラに際し、女性社員のみパートタイム労働者への雇用形態の変更を強要する。(雇用形態の変更の性差別)
- ・自己の責任で買付けできる金額の上限について男女で差を設けている。(配置における権限の付与の性差別)

### ○ 間接差別の禁止

均等法制定以降、あきらかな男女差別は減少しましたが、その反面、採用・登用の際に、女性が満たしにくい要件を課すなど差別が複雑化してきています。そのため、以下の3つの措置について、合理的な理由がない場合、間接差別として禁止することとしました。

- ・労働者の募集又は採用に当たって、労働者の身長、体重又は体力を要件とすること
- ・コース別雇用管理における「総合職」の労働者の募集又は採用に当たって、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とすること
- ・労働者の昇進に当たり、転勤の経験があることを要件とすること

## ポイント2 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱の禁止

改正法は、妊娠・出産・産前産後休業取得、その他省令で定める理由(母性健康管理措置等)による解雇、その他不利益取扱いを禁止しています。また、妊娠中・産後1年以内の解雇は、「妊娠・出産・産前産後休業等による解雇でないこと」を事業主が証明しない限り無効となります。

### ・不利益取扱いの例

- ・賃金について、妊娠・出産に係る不就業期間分を超えて不支給とする。
- ・賞与又は退職金の支給額の算定に当たり、不就業期間や労働能率の低下を考慮の対象とする場合において、同じ期間休業した疾病等や同程度労働能率が低下した疾病等と比較して、妊娠・出産等による休業や労働能率の低下について不利に取り扱う。

## ポイント3 セクシュアルハラスメント対策の強化

改正法は、男性に対するセクシュアルハラスメントも含めて、職場でのセクシュアルハラスメント対策として雇用管理上必要な措置を講ずることを事業主に義務付けています。改正前は**配慮義務**でしたが、改正後は**措置義務**となり、講ずべき9つの措置の内容がセクシュアルハラスメント指針により示されています。また、対策が講じられず、是正指導にも応じない場合企業名公表の対象となるとともに、紛争が生じた場合、調停など紛争解決援助の申出を行うことができます。

### 事業が講ずべき9つの措置(セクシュアルハラスメント指針)

- 1 セクシュアルハラスメントの内容・セクシュアルハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、周知・啓発すること。
- 2 行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等に規定し、周知・啓発すること。
- 3 相談窓口をあらかじめ定めること。
- 4 窓口担当者は、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。また、広く相談に対応すること。
- 5 相談があつた場合、事実関係を迅速かつ正確に確認すること。
- 6 事実確認ができた場合は、行為者及び被害者に対する措置をそれぞれ適切に行うこと。
- 7 再発防止に向けた措置を講ずること。
- 8 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知すること。
- 9 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益取扱いは行ってはならない旨を定め、周知すること。

## ポイント4 母性健康管理措置

事業主は、妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置(時差通勤、勤務時間の短縮等)を講ずることが義務となっています。改正法では、こうした措置が講じられず、是正指導にも応じない場合、企業名公表の対象になるとともに、紛争が生じた場合、調停など紛争解決援助の申出を行うことができます。

## ポイント5 ポジティブ・アクションの効果的推進

ポジティブ・アクション(男女間の格差解消のための積極的取組)に取り組む事業主が実施状況を公開するに当たり、国の援助を受けることができます。

- ポジティブ・アクションの例 ・管理職に占める女性の割合を高めるため、管理職に必要な知識・技術等を得る研修への女性の参加を奨励する。
- ・人事考課基準、昇進・昇格等を明確化したり、両立支援策を充実したりする。

## 杉田室長さんへインタビュー

## Interview

### ● 改正男女雇用機会均等法はどのような社会を目指しているのですか。

仕事は、その人の意欲、能力などに応じて決められていくものです。性別により差別されたり、女性が妊娠・出産などを理由に不利益な取扱いを受けたりすることがあってはなりません。男女に関わりなく、また女性は母性を尊重されながら能力を発揮できる雇用環境が早期に整備されるよう均等室では取り組んでいます。この改正法で、働くすべての人が、性別に関わらず、希望する働き方で活躍できる社会が実現するといえます。

### ● 改正された男女雇用機会均等法の下で働く若き後輩へのメッセージを話してください。

性別の役割分担にとらわれずに仕事を選んでほしいですね。たとえば、女性だから事務職がいいと考えないでほしい。女性がついていない仕事や役割について、最初から無理だとか難しいと思わずに、関心があれば、まず、意思表示をしていくことが大切です。事業主の中には、希望を尋ねてはいるのだが女性が希望しないからという声があります。関心はあるがどうしたらよいのかと尋ねてみると会社側も気づかない場合も多いです。その意思表示がその後の会社のポジティブ・アクションにも繋がっていきます。法的には、男性も女性も対象としたあるべき姿になりました。これからは企業の取組とともに個々人も変わっていかねばならないのかもしれないですね。働く中で何か問題があれば、いつでも均等室にご相談ください。できる限り力になります。



＜雇用均等室長 杉田由美子さん＞

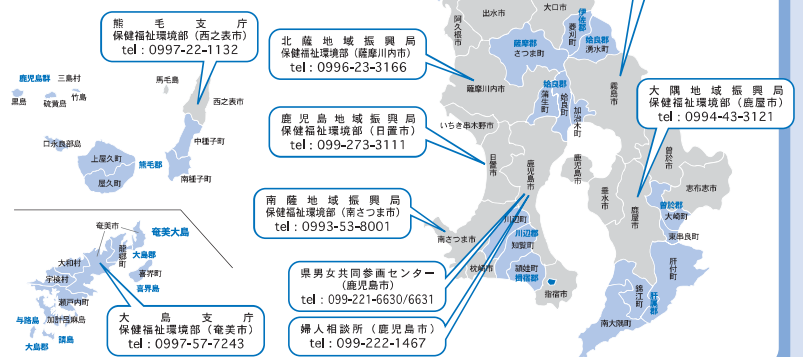
## 鹿児島労働局雇用均等室

鹿児島市西千石町1番1号 TEL 099-222-8446

トピックス

## 配偶者暴力相談支援センター 増設

平成19年4月1日から、従来の婦人相談所及び県男女共同参画センターに加えて、新たに県地域振興局及び支庁の保健福祉環境部が配偶者暴力相談支援センターに指定されました。



From Center  
センター事業から

●●● びあ・すてーしょん活動開始 ●●●

共通点のある人、あるいは同じような悩みをもつ人同士、お互いピア（仲間）という視点に立ち、思いを共有しあう活動を行っているところがびあ・すてーしょんです。話を聞き合い、悩みや課題の解決の手立てを共に考えることを目的としています。

今年の5月19日（土）にオープンしたばかり。毎月1回第3土曜日（午後から）に、かごしま県民交流センター1階の男女共同参画交流サロン内ミーティングルームで活動しています。びあメンバーがあなたの話をゆっくり聞きます。ぜひ、遊びに来てください。

※平成19年9月・10月、平成20年3月は第4土曜日

●●● 民間活動団体のネットワーク会議を実施しました ●●●

日時：平成19年3月3日（土） 14:00～16:30

場所：かごしま県民交流センター3階大研修室

男女共同参画の推進を目的に活動している県内の民間活動団体等と県を連携をとって、男女共同参画の推進を図っていくために、ネットワーク会議を実施しました。12団体の参加があり、各団体の活動状況や課題等が活発に話し合われました。男女共同参画センター事業への要望など、貴重なご意見をうかがいました。今後のセンター事業に活かしていきます。



<びあ・すてーしょんのポスター>

サポーター'Sコーナー

vol. 1

「ただ今、パパは育児休暇中」

榎園 広樹さん（34歳）

小学校教師である榎園広樹さんは、同じく教師であるパートナーの晶子さん、娘の美桜（みお）ちゃん（2歳）の3人暮らし。ひとりの子どもにつき最長3年取れるという育児休暇を1、2年目は晶さんが取り、最後の3年目を広樹さんが取ることに。「いったい、どんな生活かな？」という思いを胸にサポーター4人が鹿児島市にある榎園さんご自宅を訪ねました。

できる方ができることをするというスタイル

「僕の周囲にはまだ育児休暇を取った男性教員はいなかったけど、特にためらいはありませんでした。」と広樹さん。常日頃からその意志を伝えていたので、決まった時に学校の上司や同僚、双方の高親など周囲の反応はとても好意的だったそうです。

さて、広樹さんの現在の生活とは言えば、掃除、洗濯、買い物、食事の支度、お菓子作り、お子さんの世話や散歩…。広樹さんは、学生時代から自分でしていたので、家事をすることは全く苦にならないそう。「だから妻が育児のときは、僕が土日の家事をメインで担当していました。今は逆に土日の家事は妻がやってくれて助かります。できる方ができることをやっていくうちに、お互いの気持ちも分り合えるようになってきました。」と広樹さんは話します。「私達、ありがたうってよく言い合うよね。」と晶子さんが言うと、広樹さんも笑顔でうなずきました。

子どもの目線で…いい関係

美桜ちゃんもふたりで公園や買い物に出かけるのも大好きだという広樹さんですが、「私達、ありがたうってよく言い合うよね。」と晶子さんが言うと、広樹さんも笑顔でうなずきました。

男女共同参画センターサポーターのメンバー達が「今、会いたい人」に会いに行き、気になることを直接聞いてしまおうというコーナーです。



<広樹さんと晶子さん>

いい関係がつかれるようになってきました。」と広樹さんはゆったりとした表情で話します。「家事でも育児でも、まずはやってみて、それを感じてみる。仕事に行き帰るだけの毎日ではわからなかったことに、たくさん気づきました。子どもを公園で遊ばせることで、地域の方々とつながり。そんな経験が、復職後もプラスになっていくのかなと思います。」と言う広樹さんと、その言葉にうなずいている晶子さん。おふたりの姿に気負いはありませんでした。

インタビューを終えて…

今回、強く印象に残ったのは、子育てや家事を妻の役割と決めつけていない自然体の広樹さんと、そこを柔軟に分担して、暮らしを楽しんでいるおふたりの姿でした。相手が何を望み、何を通して日々を生きているのか、それを感じとろうとする思いが、自然に「ありがたい」と言葉に凝縮されていくのでしょう。広樹さん手作りの冷たいコーヒーズーリーと、爽やかな笑顔で迎えてくださった、榎園さんご夫妻。おふたりの姿が、育児をとることにためらっている新米パパたちの、背中を押してくれることを期待してやみません。ありがとうございました！

【男女共同参画センターサポーターごとうさ（情報誌担当）】

鍵山あけみ、西郷 郁子、坂元 広範、堤 肇子  
西 育美、原田 規代、松元理恵子、森田 芳子

いんぷおめーしょん ～講座イベントのお知らせ

このコーナーでは、これから開催される講座や委託団体募集のお知らせをします。

女性に対する暴力の問題に関する講演会・シンポジウム 託児（要予約）

**内容** 「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月12日から25日）の一環として、女性に対する暴力の問題について意識啓発を図るため、講演会・シンポジウムを開催します。特に、今回はDV（ドメスティック・バイオレンス）の加害者更生に焦点をあて、現状・課題を知るとともに今後の予防策について考えます。

**講演** 演題「加害者プログラムの現状と課題」  
講師 信田さよ子さん（原宿カウンセリングセンター所長）

**シンポジウム** テーマ「加害者プログラムと今後のDV防止対策 ～我々は今、何をなすべきか？～」  
**委託事業者名** NPO法人こころのサポートアミ

**日時** 平成19年11月4日（日） 13:00～17:00  
**場所** かごしま県民交流センター中ホール（定員200名）  
**対象** 県民一般及び行政関係者（男女共同参画・福祉担当）（入場無料）  
**申込方法** はがき・電話・FAX・Eメールで氏名・年齢・住所・電話番号をお知らせください。



※講座開催中、託児を行うものについては、顔マークがついています。  
※託児希望の方は、講座開催日の1週間前までに、「託児希望」と明記し、お子様の名前、年齢をご記入のうえお申込みください。託児の対象は、6ヶ月から小学2年生までとなります。

講座等の  
お問い合わせは  
鹿児島県男女共同参画センター  
TEL.099-221-6603 FAX.099-221-6640  
E-mail:harmony@kagoshima-pac.jp

topics 2...  
LUNCH  
2

マザーズサロンかごしま 2007年5月18日（金）オープン

相談無料

お買い物ついでに立ち寄れる便利な職場探しの場所「ワークプラサ天文館」は、鹿児島県会議所ビル6階にあります。このワークプラサ天文館内に、子育てしながら働くことを希望する方を対象に就職活動を支援する「マザーズサロンかごしま」が開設されました。

■お問い合わせ先 マザーズサロンかごしま  
〒892-0842 鹿児島市東千石町1-38 鹿児島県会議所ビル（アイムビル）6階  
TEL:099-223-2821 FAX:099-223-8173

Group  
グループ  
紹介

県内各地で活躍する女性団体・グループ等を紹介します。

まくらざきハーモニーネットワーク委員会

まくらざきハーモニーネットワーク委員会は、「交流・ふれあい・学習」を積み重ね、お互いの友情と親睦を育みながら、女性と男性が共に社会参加できる「まちづくり」を目指そうをモットーに、松崎市内の各種団体、グループが集まり、平成12年6月に自主団体として発足しました。

そのきっかけは、平成11年7月に県主催で行われた「ハーモニーセッション99 in まくらざき」に参加した市民が、イベントに参加するおもしろさ、自分たちで企画運営する充実感を得たことでした。

現在、委員会は、八つの女性団体・グループで組織し、活動人員は総勢760名になります。委員会の活動は、決して団体の個人に強制されるものではありません。「できる人が」できるときに「できることを」を合言葉とし、お互いを思いやる気持ちをお互いに参加することを委員会の活動の基本としています。

委員会の事業内容は、「男女共同参画社会の形成に向けた研修会・学習会の企画、実施」「活力あるまちづくりへの自主活動」「他市町村の女性団体との交流活動」を三つの大きな柱として掲げています。

その具体的な内容は、ハーモニーフェスティバルの開催、市内の景勝地や漁港周辺の清掃などのボランティア活動、県下一周年伝や祭りの際の地場産品を使った料理の振興などの地域活性化の活動に取り組んでいます。このほかにも、映画会、コンサートなどの文化活動を行っています。活動資金面では決して思われていたとはいえませんが、効率的な運営により、今日では、市内で開催される様々なイベントにはなくてはならない存在として、市民のみならず関係団体等に喜んでもらっています。

これからの取組としては、会員自身が楽しくやりがいを感じる活動を目指すとともに、これまで以上に自主事業にも力を入れていきたいと考えています。また、これから更に進む高齢化社会に向けて、女性を持つ特性をまちづくりや地域づくりの中で発揮できる活動の展開を図りながら、組織の心をついに前進していきたいと思っています。



<八つの女性団体・グループの代表者>

《まくらざきハーモニーネットワーク委員会構成団体》  
枕崎商工会議所女性会・JA南さつま枕崎支所女性部・枕崎市生活改善推進員連絡協議会・枕崎市生活研究グループ連絡協議会・新日本婦人の会・ボランティアグループ響き・グループ主婦会・楳会

■連絡先 市役所環境生活課市民協働係  
茅野 寿子 0993-72-1111